

平成29年第9回定例会
藤崎町教育委員会議事録

日	時	平成29年9月28日(木)	午後1時30分
場	所	常盤生涯学習文化会館	多目的ホール

第9回定例会議事日程

1 開 会

2 議事録署名者の指名

3 会期の決定

4 教育委員会議事録の概要

5 議案事項

議案第31号 藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案

議案第32号 藤崎町学区外就学許可基準について

議案第33号 教育委員会評価委員の委嘱について

6 その他

7 閉 会

藤崎町教育委員会

出席者委員

委員	(1番)	田澤 文雄
委員	(2番)	浅瀬石 久仁子
委員	(3番)	神 公子
委員	(4番)	石澤 貴幸

教育委員会事務局

教育長	武田 登
学務課長・給食センター所長	兵藤 範明
生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長	森 篤

事務局職員

学務課課長補佐	木村 宣文
学務課学務係長	長内 真理子
学務課主事	阿保 匠

午後1時30分 開会

◎武田教育長 ただいまから、平成29年第9回藤崎町教育委員会会議を開会いたします。はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定により、本日の議事録署名者を2番の浅瀬石委員と3番の榊委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。会期を平成29年9月28日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 異議無しと認め、会期を平成29年9月28日の一日間とします。次に、平成29年第8回藤崎町教育委員会の定例会の概要について、報告をお願いします。

◎木村学務課課長補佐（事務局） 平成29年第8回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。平成29年第8回定例会は、平成29年8月24日（木）午後1時30分から常盤生涯学習文化会館多目的ホールにおいて開催されました。委員及び関係者の欠席はありませんでした。

議案事項では、議案第29号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出」について、議案第30号「藤崎町いじめ問題対策審議会委員の委嘱」についてが審議され、原案のとおり承認されました。

第8回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎武田教育長 報告が終わりましたが、質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、続いて議案審議に移ります。議案第31号「藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案」を議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課課長補佐（事務局） 1ページをお開き下さい。議案第31号「藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案」藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則を次のように定める。

平成29年9月28日提出

提出者 藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 学校教育法施行令第5条第2項の規定により、町立の小中学校の通学区域を定める別表を改正するため、提出するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

3ページは改正文、4ページは新旧対照表となっております。改正内容は、藤崎町立学校の通学区域に関する規則の別表中、常盤小学校の区域に小学校通りの

町内名を追加するものであります。

「藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案」については、以上であります。

◎武田教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無いようですが、議案第31号「藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、議案第31号「藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案」を原案のとおり承認します。

続いて、議案第32号「藤崎町学区外就学許可基準について」を議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課課長補佐（事務局） 5ページをお開き下さい。議案第32号「藤崎町学区外就学許可基準」について、別紙のとおり提出する。

平成29年9月28日提出

提出者 藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 学校教育法施行令第8条の規定により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続きに関し、必要な事項を定めるものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

7ページをお開きください。学区外就学許可基準（案）であります。8ページは、平成25年に制定した学区外就学許可基準であります。

学区外への通学につきましては、学区外就学許可基準に基づき認めておりますが、平成19年の学区外就学許可基準の見直しの際に地理的理由による項目を基準に追加してから、距離が近いという地理的な理由により藤崎中央小学校の学区から藤崎小学校に通学する児童が増えています。そのため、藤崎中央小学校の児童数が今後も減少し続け、教育環境に悪影響を及ぼすことが危惧されるため、8ページの学区外就学許可基準の（8）地理的理由を削除し、（9）特別な教育的配慮が必要な場合の⑩上記以外の特別例外的な教育的配慮が必要な場合のあとに、「ただし、通学距離が短いことを理由にした申請は除く」を追加し、通学区域に関する規則に基づく学区を維持するため改正するものであります。

「藤崎町学区外就学許可基準について」は以上であります。

◎武田教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎田澤委員 新入学児童への説明ということで先程お話しがありましたけど、ホームページと広報、就学時健診ではどの段階で周知されますか。

◎兵藤学務課長 10月1日現在の段階で改正されますが、今年度11月に就学時健診が行われる児童の通知文の中に別紙として、この藤崎町立学校の就学に関する規則を示しまして、通学区域はこのようになるということを全対象児童に配布します。また、町のホームページに10月1日以降に「通学区域について」を掲載します。それと同時に10月のお知らせ号にもこちらを掲載します。

◎武田教育長 今、学務課長からもホームページ等を用いて周知徹底に努めていきます。ただ、学区も特別な事情に応じて、学区外の申請を許可しますが距離が近いという理由は認めないということで行っていきます。他に何かご質問などありますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無いようですが、議案第32号「藤崎町学区外就学許可基準について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、議案第32号「藤崎町学区外就学許可基準について」を原案のとおり承認します。続いて、議案第33号「教育委員会評価委員の委嘱について」を議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課課長補佐（事務局）9ページをお開きください。議案第33号「教育委員会評価委員の委嘱」について、別紙のとおり提出する。

平成29年9月28日提出

提出者 藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 教育委員会評価委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものがあります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

11ページをお開きください。資料2、教育委員会評価委員名簿。鈴木政治氏は前回より引き続きの委嘱であります。三上津香子氏は今回初めての委嘱であり、藤崎町交通安全母の会会長をはじめ元藤崎町教育委員長職務代理者などを歴任しております。任期は平成29年10月1日から平成32年9月30日までであります。

「教育委員会評価委員の委嘱について」は、以上であります。

◎武田教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無いようですが、議案第33号「教育委員会評価委員の委嘱について」

を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、議案第33号「教育委員会評価委員の委嘱について」を原案のとおり承認します。以上で、本日の議案審議を終了いたします。その他、事務局より何かありますか。

◎長内学務係長 はい、全国瞬時警報システム（Jアラート）によるミサイル発射情報伝達後の町教育委員会及び学校の判断基準と対応というものを今案として、作成しておりました。別紙の一枚目と二枚目は教育委員会と学校用となっております。三枚目、四枚目で保護者宛に通知用の内容となっております。委員の皆様にご意見をいただきたくと思い、ご説明させていただきます。

まず、一枚目、全国瞬時警報システム（Jアラート）によるミサイル発射情報伝達後の町教育委員会及び学校の判断基準と対応（案）です。

児童生徒の状況としまして、自宅にいる時間帯、概ね16:30～翌朝6時までの間にミサイル通過のみで周辺に被害がない場合、町立小中学校は原則出校といたします。出校に際し、危険が予想される場合は欠席させて構いません。その際、欠席扱いにしません。臨時休業措置等が生じた場合、学校長は町教育委員会に報告し、「休校」、「登校時間の繰り下げ」を実施して構いません。町教育委員会から学校への情報伝達は特に行いません。また、学校から保護者への情報伝達としては原則「出校」になる旨、緊急メールで配信しません。学校長の判断で「休校」、「登校時間の繰り下げ」等を実施する場合も、緊急メールで配信します。

児童生徒の状況同じく、周辺に被害が発生した場合は「臨時休業」とします。町教育委員会から学校への情報伝達は今後の対応等を連絡します。学校から保護者への情報伝達は「臨時休業」になる旨、緊急メールで配信します。

次の児童生徒の状況として登校時間帯、概ね6時から8時迄の間に被害がない場合、登校に際し、危険が予想される場合は、保護者の判断で欠席させて構いません。その際、「遅刻」、「欠席」扱いにはしません。臨時休業措置等の必要が生じた場合、学校長は町教育委員会に報告し「休校」、「登校時間の繰り下げ」を実施して構いません。町教育委員会から学校への情報伝達は特に情報発信をしません。学校から保護者への情報伝達は原則「出校」になる旨、緊急メールで配信します。学校長の判断で「休校」、「登校時間の繰り上げ」等を実施する場合も、緊急メールで配信します。被害が発生した場合は、町立小中学校一斉「臨時休業」を行います。その際、学校へ避難（登校）してきた児童生徒は保護者引き渡しとします。町教育委員会から学校への情報伝達としては今後の対応を連絡します。学校から

保護者への情報伝達として、「臨時休業」を実施する旨、緊急メールで配信及び学校へ避難（登校）した児童生徒がいる場合、「保護者引き渡し」とする旨、緊急メールで配信します。

次ページの児童生徒の状況としては学校にいる時間帯、概ね8:00～15:00迄の間に被害がない場合、町立小中学校は原則「授業継続」とし、通常下校とします。また、臨時休業措置等の必要が生じた場合、学校長は町教育委員会に報告し「休校」、「下校時間の繰り上げ」を実施して構いません。町教育委員会から学校への情報伝達としては特に情報発信は行いません。学校から保護者への情報伝達は学校長の判断で「下校時間の繰り上げ」を実施する場合、緊急メールを配信します。被害が発生した場合、町立小中学校一斉「教育活動中止」とし、児童生徒は保護者引き渡しとします。明日以降の対応については、町教育委員会の対応が決定次第、緊急メールで発信します。町教育委員会から学校への情報伝達は今後の対応等を連絡します。学校から保護者への情報伝達は児童生徒の保護者を実施する旨、緊急メールで配信します。

次の児童生徒の状況としては下校時間帯、概ね15:00～16:30迄の間ですが、自宅に帰るまたは児童館等予定の場所に行くか、学校に避難します。こちらも事前に家族が別々の場所にいる場合、職場や学校、外出中等の避難場所については、家庭内での確認を指導しておくことになります。被害がない場合、町立小中学校は原則「特別な措置は取らない」とし、町教育委員会から学校への情報発信は特に情報発信は行いません。学校から保護者への情報伝達は「特別な措置は取らない」旨、緊急メールで配信します。今後の予定変更等がある場合も、緊急メールで配信します。また、学童保育、スポーツ少年団に關係する児童生徒については、そちらで対応いたします。被害が発生した場合、町立小中学校一斉「帰宅」とし、学校にいる児童生徒は保護者への引き渡しとします。町教育委員会から学校への情報伝達は今後の対応等を連絡します。学校から保護者への情報伝達として「帰宅」、「児童生徒の保護者引き渡し」を実施する旨、緊急メールで配信します。また、明日以降の対応については、町教育委員会の対応が決定次第、緊急メールで配信します。学童保育、スポーツ少年団に關係する児童生徒については、そちらで対応します。以上の判断基準と対応案を策定しました。

この策定した基準、対応案は決定後に保護者様あてに基準や緊急メールの対応の行動を通知することになっております。

◎武田教育長 はい、今、長内学務係長から全国瞬時警報システム（Jアラート）によるミサイル発射情報伝達後の町教育委員会及び学校の判断基準と対応について

の案の説明がありました。お気づきになられた点があれば教えていただきたく
思います。

◎榊委員 はい、学校で避難するにあたって、窓のない教室というのはありますか。

◎武田教育長 ないです。一般的には、カーテンを閉めて廊下側に行かなければなら
ないというのが安全ですが、廊下にも窓がありますので教室の真ん中が安全とい
うことになります。

◎榊委員 避難行動のとり方というのは書いてありますが、実際に身を守れるのかな
と
思ったんですが、子どもたちが学校で授業中となれば不安に誰しも思いますね。
このような基準を策定していただければ、これを元にして行動できるのかなと思
いました。

◎武田教育長 自然災害のものは策定しておりましたが、J アラートに関しては今回初
めてになります。

◎森生涯学習課長 はい、スポーツ少年団については、緊急速報が流れた場合には避難
行動をとるように周知します。J アラートや地震などの自然災害でもそうなん
ですが、まずは緊急速報を聞いてもらいます。それからスタートしまして、身の安
全を確保するためにどうすればよいかという行動をとってもらいます。そして、
保護者に確実に引き渡しをお願いします。その後の動きとしては家族での避難場
所をしっかりと決めておくというのが必要になります。

◎石澤委員 はい、ミサイル通過で被害がない場合でも今後は緊急メールを配信する
ということよろしいですか。

◎長内学務係長 はい、この間、ミサイルが通過した際ですが、学校側の判断でメール
を配信した学校もありました。短時間の情報伝達なので、教育委員会の緊急基
準を定めた上で各学校から保護者へ情報伝達をしていただきたいと思います。

◎武田教育長 色々な場面が想定されますので町民の方の協力も必要となってく
ると思
います。

◎浅瀬石委員 はい、防災無線で一斉に緊急速報が流れることによって、1 人暮らしの
お年寄りや子どもたちが不安を感じてパニックになることの方が危ないの
かな
と思
いました。

◎兵藤学務課長 はい、防災無線に関しては市町村で設置しているものでして、全国瞬
時警報システムと連動して、放送される仕組みになっております。内閣府で発信
したものが全国の防災無線に流れるようになっております。また、全国的な訓練
がこれから行われますので、これを受けて学校でも訓練していきます。

◎浅瀬石委員 はい、わかりました。判断基準と対応を策定したのはよいことだと思
う
のですが、防災無線が鳴ったときの行動というようにシンプルにまとめてい
った
方がよいと思
いました。

◎武田教育長 皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 これが使われる事態にならないことを祈っております。ここで出た皆様のご指摘を生かし、学校に周知していきたいと思えます。以上で、会議を終了いたします。皆様、ありがとうございました。

会議録作成者
藤崎町教育委員会 学務課
主事 阿保 匠

閉会時間 午後2時30分

教育長 武田 登

2番 浅瀬石 久子

3番 神 公子